

## 利 用 上 の 注 意

### 1 改定の概要

本県では従来から、国勢調査の確定値が公表されると、愛知県人口動向調査による推計値をこれに接続するように人口及び世帯数の遡及改定を行ってきました。このたび、平成27年国勢調査による人口及び世帯数の確定値が公表されましたので、平成22年国勢調査結果を基準として推計してきた平成22年11月から平成27年9月まで（異動数については、平成22年10月から平成27年9月まで）の5年分の数値について、平成27年国勢調査結果（確定値）に接続するように再推計し、改定しました。

### 2 改定の範囲

- (1) 平成22年11月から平成27年9月までの各月1日現在の本県及び市区町村別男女別推計人口及び推計世帯数
- (2) 平成22年11月から平成27年9月までの月間市区町村別男女別要因別異動数のうち、その他の増減数（補正数を加算することによる）。なお、その他の増減数を改定することにより、社会増減数（転入から転出を減じその他の増減を加えて算出）及び総増減数（自然増減と社会増減の合計）が改定されます。
- (3) 平成22年11月から平成27年9月までの1月、4月、7月及び10月の各月1日現在の市町村別男女別年齢別推計人口

### 3 市町村合併等

本県では、平成22年10月2日から平成27年10月1日までに、下表のとおり市町村合併がありました。また、平成24年1月4日に長久手町が市制施行により、長久手市になりました。

合併後の市名	合併構成市町	合併の期日
西尾市	西尾市・一色町・吉良町・幡豆町	平成23年4月1日
長久手市	長久手町	平成24年1月4日 (市制施行)

### 4 表中の用法

- 「-」 …… 該当がない場合  
「△」 …… 数値が減少の場合

## 改定値の算定について

### 1 概要

平成 27 年 10 月 1 日現在における平成 22 年国勢調査結果を推計の基礎とした推計値と、平成 27 年国勢調査結果確定値との差を、平成 22 年 10 月から平成 27 年 9 月までの 60 か月の増減数で按分し、それを補正数として加えることにより各月 1 日現在の改定値を算出する、という従来から本県で採用してきた改定値算出方法を用いました。

市区町村別推計世帯数は増減数（総増減数）の絶対値に基づき按分し、市区町村別推計人口は社会増減数の絶対値により按分しました。按分に増減数の絶対値を用いるのは、増減数の増分と減分とを相殺しないことにより改定の精度向上を図るためです。また、人口における推計値と確定値の差は、社会増減数の絶対値が大きい月ほど生じやすいと推測されるため、推計人口の按分には社会増減数（の絶対値）を用いました。

さらに、按分により求めた市区町村別人口から、推計時（改定前）に得られた男女年齢構成比により男女別年齢別人口を算出しました。ただし、年齢別人口のうち年齢不詳は、他とは性質が異なるため、月数による均等割にて算出しました。

### 2 按分の方法

推計の基礎：A

第 1 期の度数：a1

第 2 期の度数：a2

：

第 60 期の度数：a60

期末の推計値：S（度数が総増減数のとき、 $S=A+a_1+a_2+\dots+a_{60}$  です。）

期末の確定値：K

として、確定値の推計値との差を度数（増減数）の絶対値により按分すると、各期間（全 60 期）の按分数は次のとおりとなります。

第 1 期への按分数： $(K-S) / (|a_1| + |a_2| + \dots + |a_{60}|) \times |a_1|$

第 2 期への按分数： $(K-S) / (|a_1| + |a_2| + \dots + |a_{60}|) \times |a_2|$

：

第 60 期への按分数： $(K-S) / (|a_1| + |a_2| + \dots + |a_{60}|) \times |a_{60}|$

これを補正数としてその他の増減数に加えることにより、改定値を算出しました。

（按分数加算後の第 1 期の度数： $a_1 + (K-S) / (|a_1| + |a_2| + \dots + |a_{60}|) \times |a_1|$ ）

### 3 算出時の注意点

#### (1) 確定値が推計値どおりの場合

按分する必要がない。(K-S=0、按分数が0になる)

(2) 割る数が0の場合

均等割を行うこととしました。(増減数の絶対値の和が0)

(3) 市町村合併等

ア 長久手町の市制施行

市制施行の前後においても同一自治体とみて、他市町村と同様の按分計算を行いました。

イ 幡豆郡の西尾市への合併

まず、当該市町を一本化したもの(4市町の合計値)でもって按分計算を行いました。次に、合併時を旧市町の期末とみなし、合併時点における計算値をその推計値による構成比で按分して確定値とし、各旧市町について合併時までの期間を按分計算しました。

(4) 小数部の調整

按分計算により得られる各数値の整数部の合計が確定値に一致するまで、各数値の小数部について、大きいものから順次整数1に切り上げ、残りは切り捨てて0にすることによって整数化を行いました。なお、小数部が同値の上、一方を切り上げ、他方を切り捨てなければならない事態が生じた場合(均等割など)は、当該期間の終期に近い方を切り上げ、始期に近い方を切り捨てることとしました。